**平成２２年（フ）第８５３号**
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２棟320号室
破産者　櫻田油田河
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１００５３号**
千葉県船橋市湊町３丁目６番10号
破産者　土井企業建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０２４４号**
千葉県習志野市東習志野６丁目20番７号
破産者　東京工機株式会社
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０４４５号**
埼玉県富士見市関沢３丁目19―13
破産者　豊島　彰一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１４３７号**
東京都北区栄町46―10―Ｂ―201
破産者　池上　伸子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１４８２号**
東京都練馬区桜台３丁目４―12―105
破産者　冨永　宗政
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１７６３号**
千葉県市川市幸１丁目１―１―217
破産者　滝澤　幸一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２１９１号**
東京都墨田区江東橋４丁目７―９―201
破産者　遠藤　栄司
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２８５２号**
東京都練馬区谷原４丁目15―５、開始決定時の住所東京都練馬区三原台１丁目11―15―206
破産者　渡辺　　修
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２９１３号**
東京都葛飾区東水元１丁目15番６号
破産者　有限会社渡辺組
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３３７３号**
神奈川県川崎市高津区北見方３丁目３番２号
破産者　株式会社特殊マーク研究所
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３３７４号**
東京都杉並区阿佐谷北３丁目28―10
破産者　本間　　普
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６１７号**
神奈川県川崎市幸区古市場２丁目76
破産者　小川　　芳
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４６７８号**
東京都板橋区蓮根１丁目30―５―101
破産者　樋口　文雄
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５４２１号**
東京都練馬区関町北５丁目５―８―502
破産者　杉山　嘉子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５９１３号**
東京都府中市多磨町２丁目３番地の15
破産者　有限会社ヨコザワ
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６０１２号**
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目９―24
破産者　山上　一男
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６１８６号**
東京都豊島区長崎３丁目14―11
破産者　金子　　宏
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６４３１号**
千葉県山武市湯坂35―61
破産者　松浦メリーアンこと　マツウラ　メリー　アン　ソロモン
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６４４８号**
千葉県鎌ヶ谷市北中沢３丁目６―11―209
破産者　岡部　明彦
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６４７１号**
埼玉県川口市大字大竹189―15
破産者　中野　一茂
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６５４３号**
東京都目黒区上目黒２丁目41―12―103
破産者　藤倉　久生
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６６４０号**
東京都港区東麻布２丁目13―１―202、開始決定時の住所埼玉県川口市前川町４丁目42―18
破産者　大谷　智彦
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部